

令和8年矢巾町議会定例会9月会議

一般質問議員と質問事項一覧表

受付 番号	質問議員	質 問 事 項	答 弁 者
1	14 番 村 松 信 一	1. 公共施設等総合管理計画改定版について	町長・教育長
		2. 個別最適な学び・才能の伸長について	教 育 長
2	10 番 小笠原 佳 子	1. 子どもの学びの充実は、まちづくりにつながる	教 育 長
		2. 学校の防災点検について	教 育 長
		3. 大規模災害時の受援計画の策定状況と実効性	町 長
3	17 番 谷 上 知 子	1. 子どもの遊びを大切にする町	町長・教育長
		2. 農家分家建設の条件について	町長・農業委員会会長
		3. 教育関連機関や住宅地でのクマ対策について	町長・教育長
4	16 番 赤 丸 秀 雄	1. 小中学校の熱中症対策と体育授業を含めた運動のあり方について	教 育 長
		2. 災害防止に向けた取り組みについて	町 長
5	6 番 藤 原 信 悦	1. 「学びの多様化」への取り組みについて	教 育 長
		2. 起業支援で地域経済の活性化を	町 長
		3. 相続人が不確定な土地・建物の管理について	町長・農業委員会会長
6	7 番 齊 藤 勝 浩	1. 現代社会の様々な環境変化への対応について	町長・教育長
		2. 子育て環境の充実に向けた取り組みについて	町 長
7	11 番 山 本 好 章	1. 学校図書・図書センターの図書管理と利用促進について	教 育 長
		2. 学校再編整備計画について	教 育 長
8	3 番 横 澤 駿 一	1. 魅力溢れる消防団活動に向けて	町 長
		2. 持続可能な農政と農村地域の活性化に向けて	町 長
9	2 番 高 橋 敬 太	1. こどもの心の健康観察について	教 育 長
		2. コミュニティの今後のあり方および負担の軽減と地域間差について	町 長
		3. 子育て世帯への支援について	町長・教育長
		4. 町民の声を施策に反映し、課題解決するための効果的な計画策定の考えは	町 長
10	8 番 小 川 文 子	1. 南昌みらい高校の新体育館建設を巡る現状と住民への説明について	町 長
		2. 町立学校再編計画について	教 育 長
		3. ごみ処理広域化計画とごみの減量・資源化は	町 長
11	15 番 昆 秀 一	1. 自治体における「宣言」の意義と今後の活用	町 長
		2. 持続可能な行財政運営と自治体経営	町 長
		3. ハラスメントのないまちづくり	町長・教育長
計	11 名 29 件	【一般質問実施日】 令和8年9月3日(木)午前10時 ※受付No. 1 ～ 4 令和8年9月4日(金)午前10時 ※受付No. 5 ～ 8 令和8年9月7日(月)午前10時 ※受付No. 9 ～ 11	町 長 20 件 教 育 長 15 件 農業委員会会長 2 件

一般質問通告書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 1	令和8年 8 月 1 7 日	午前・ 午後 9 時 0 0 分
議席番号 14番	村 松 信 一	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 公共施設等総合管理計画改定版について (答 弁 者) 町長、教育長 令和8年3月改訂の「矢巾町公共施設等総合管理計画」は旧計画（平成28年策定・令和3年全部改定・令和4年一部改定）を全面的に更新し、国の最新通知への対応、人口減少、財政制約を踏まえた「実行段階の公共施設マネジメント」へ移行した点が改定の最大の特徴とされているが、以下について伺う。 ① 計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間に設定され、学校・道路・上下水道などの個別計画の数値・方針を総合管理計画に反映し、原価償却率の推移・過去の対策実績を新規記載することとなったが、今までは個別計画との連携はなかったのか。 ② 公共建築物の状況について、統廃合・複合化の検討を明確にすること、長寿命化対策の優先順位をつけることについての具体的な計画は。 ③ 公共建築物についてはリストがあるのみだが、旧計画ではすべての小学校・児童館について現状維持という方針であった。改定版では徳田小学校・煙山小学校・不動小学校・煙山児童館・徳田児童館・不動児童館について機能移転集約化という方針に変わっている。どのような理由によって変更されたのか。また、矢巾町学校教育施設長寿命化計画は改定されたのか。新たな計画で機能移転集約化という方

	針の説明がなされているのか。 ④ 公共施設等総合管理計画の運用にはPDCAの強化が求められるが、数値目標・フォローアップ体制の明確化、計画期間中の見直しを制度化することも必要ではないか。
質問 2	(質問事項) 個別最適な学び・才能の伸長について (答 弁 者) 教育長 我が国の義務教育は、すべての子どもに基礎的・基本的な学力を保障し、いわゆる「落ちこぼれ」を生まないことを目的として長年運営されてきた。これは極めて重要だが、一方では「学習理解が非常に早く、より高度な学びを求める児童生徒」が一定数存在するという声も聴かれる。 こうした子どもたちの才能を十分に伸ばすことができれば、将来、科学技術・医療・環境・AI等の分野で世界的な成果を挙げる人材、ひいてはノーベル賞級の研究者を輩出する可能性があり、文部科学省は近年「個別最適な学び」「協働的な学び」を掲げ、子ども一人ひとりの特性に応じた教育の必要性を強調している。基礎学力の保障と、突出した才能を持つ子どもへの支援をどう構築するかについて伺う。 ① 本町の義務教育における「個別最適な学び」の現状認識について、学習進度が早い児童生徒への対応は現在どのように行われているのか。 ② 才能の伸長を目的とした教育支援の必要性について、基礎学力と並行して突出した才能をもつ子どもへの支援を行う意義をどう捉えているか。 ③ 高度な学びを可能とする具体的な施策の検討について、高度な学習を希望する児童・生徒向けの特別講座の開設や、科学オリンピック等への参加支援はあるか。 ④ 本町として、将来の科学技術人材育成に向けた長期的なビジョンを持つ考えはあるか。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 2	令和8年 8 月 1 7 日	午前・ 午後 9 時 0 0 分
議席番号 1 0 番	小笠原 佳 子	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 子どもの学びの充実は、まちづくりにつながる (答 弁 者) 教育長 先日、秋田県東成瀬村を視察してまいりました。 東成瀬村は人口約2,100人という小規模自治体でありながら、全国トップレベルの学力を維持し、不登校児童生徒ゼロを実現している自治体です。その背景には、教育を学校だけの課題とせず、地域全体で子どもを育てるという強い理念があり、それをまちづくりにつなげていました。そこで、以下伺います。 ① 「答えを覚える学び」ではなく「知識を組み合わせで自分で考える力」を育てる探究型授業を、小中学校が連携して進めています。また、I C Tも単なるデジタル機器ではなく、対話や協働を生み出す道具として活用していました。本町においても、これからの社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、考え、地域や社会に参画する力が求められます。探究的な学びをどのように推進し、展開していく考えか伺います。 ② 地域ぐるみで子どもを育てる仕組みについて、小中一体でのコミュニティスクールを設置し、約200名もの地域ボランティアが学校活動に参加しているとのことでした。学校と地域をつなぐコーディネーターが配置され、地域資源を教育へ生かす仕組みが確立されていました。本町のコミュニティスクールをさらに実効性のあるものとするため、

	地域学校協働活動推進員や地域人材の活用をどのように進めていく考えか伺います。 ③ 不登校対策について、東成瀬村では「様子を見る」のではなく「即時対応・即時解決」を基本とし、教育委員会、学校、支援スタッフが迅速に情報共有しながら対応しています。また、教室以外の安心できる居場所や地域学習教室など、多様な学びの場を整備していました。本町では、不登校の未然防止と早期対応に向けて、学校・家庭・地域が連携した支援体制を今後どのように充実させていく考えか伺います。
質問 2	(質問事項) 学校の防災点検について (答 弁 者) 教育長 6月、東京都北区の小学校で火災がありました。この事案を受けて、文部科学省は全国の学校に対し「普段の点検に加えて、必要に応じて臨時の安全点検を検討すること」と通知を出しています。 町内の小中学校について教育委員会に確認したところ、「特別な臨時点検は行っていない」との返事をいただきました。そこで、次の点について町の考えを伺います。 ① 今年度の学校施設の防災点検は、いつ、どのような内容で実施したのか伺います。 ② 文科省通知を踏まえて、臨時点検を行わないと判断した理由は何か伺います。 ③ 今後、避難訓練や危機管理マニュアルの見直しを行う予定はあるか伺います。
質問 3	(質問事項) 大規模災害時の受援計画の策定状況と実効性 (答 弁 者) 町 長 令和8年7月28日、熊本県で最大震度7を観測する地震が

発生しました。熊本県は同時刻に災害対策本部を設置し、被害状況の把握と県民の安全確保に取り組んでいます。

大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、被害調査、罹災証明書の交付、被災者相談など、平時を大きく上回る業務が発生します。また、自治体職員自身が被災し、十分に参集できない可能性もあります。

その際、他の自治体から応援職員を受け入れることになりますが、派遣元や人数が平時からすべて確定しているわけではありません。だからこそ、町がどの業務に何人必要とするのかを事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できる体制が重要です。そこで、人的受援体制について以下伺います。

- ① 本町では、他の自治体などから人的支援を受け入れるための受援計画を策定しているのでしょうか。策定しているのであれば策定年月と直近の見直し時期、計画に基づく役割分担などを伺います。
- ② 大規模災害時に業務量が急増する業務を具体的に整理しているのでしょうか。
- ③ 被害状況が完全に判明するまで待っていると、応援要請が遅れる可能性があります。人的応援が必要であると判断する責任体系はどうなっているのでしょうか。そして、必要に応じて県などへ早期に相談・要請できる手順となっているのか伺います。
- ④ 本町が締結している自治体間の災害時相互応援協定は何件あり、どの地域の自治体と締結しているのでしょうか。
- ⑤ 令和8年熊本地震を受け、本町の受援計画を改めて点検する考えはあるのでしょうか。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 3	令和8年 8 月 1 7 日	午前・ 午後 9 時 0 0 分
議席番号 1 7 番	谷 上 知 子	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 子どもの遊びを大切にする町 (答 弁 者) 町長、教育長 豊富な遊び体験、遊びに熱中し、たくさん外遊びをしている子どもほど、へこたれない力やコミュニケーション能力の高い大人になる傾向があることがわかってきました。(国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究2010」)。自己肯定感を持ち、社会での生きる力を育むには、幼児教育が大きく関係していると言われています。遊びに夢中になり、遊びが育ててくれる環境は、言葉を発せない乳幼児期から子どもの成長上必要で、子育て世代が望むことであります。しかしながら、子どもたちは自ら環境を選ぶことは難しく、私たち大人には子どもたちのために遊びの環境を整備する責務があると思います。子どもの遊びの環境を整えることが、数年後には矢巾町の町づくりの力になるでしょう。 猛暑が続く夏、遊びが限定されています。主に幼児期から小学校中学年程度の子どもの対象として遊びを保証することで、遊びの原体験が、青少年期の自己肯定感と、生きる力を蓄えた成長へとつなげるために、遊びと遊び場について伺います。 ① 子どもの遊びに対する考えを伺います。 ② 子どもの遊び体験を育むため、都市公園やコミュニティ公園、自然公園等の活用や環境整備を行い、取り組む考え

	はないか伺います。
質問 2	(質問事項) 農家分家建設の条件について (答 弁 者) 町長、農業委員会会長 農家分家として家屋の建築を希望する世帯があります。しかし農家分家の認定条件が複雑で、宅地として家屋を建築できると思っていた土地に建築できないでいる事例もあります。農家の後継者としての希望もあり、これからの農業対策として、人口増加を始めとする地域交流の活性化となる、子育て世代への移住支援としても必要との認識から、建築条件の緩和を検討できないのか伺います。 ① 農家本家宅に隣接する農地での、農家分家建築についての規準を伺います。 ② 農家分家の建築要件は矢巾町だけなのか伺います。 ③ 市街化調整区域の農家分家としての家屋建築に対する条件緩和対策は考えているか伺います。
質問 3	(質問事項) 教育関連機関や住宅地でのクマ対策について (答 弁 者) 町長、教育長 クマが市街地に出没しています。教育関連機関等や住宅地での出没時の対応について伺います。 ① 教育関連機関のクマ対策研修やスプレー等の配置状況について伺います。 ② 有害鳥獣対策として、留守になりがちな家屋の草や木の管理に対する取り組みについて伺います。 ③ 住宅地でのクマ出没時の対応について伺います。 ④ 危険な状況の発生時と解除の案内の規準や手順について伺います。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 4	令和8年 8 月 17 日	午前・ 午後 9 時 00 分
議席番号 16 番	赤 丸 秀 雄	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 小中学校の熱中症対策と体育授業を含めた運動のあり方について (答 弁 者) 教育長 今年の岩手県は梅雨明けが平年より遅れた影響もあり、昨年や一昨年の暑さではないですが、九州や西日本方面を中心に今年も猛暑の日が全国で続いています。 近年、スポーツ界でも暑さ対策を施して大会を運営するようになりました。町内小中学校の体育授業、学校体育館を借用しての町民の運動活動で、暑さ対策の課題、要望を耳にすることが多くなりました。 このような状況下であることから、以下伺います。 ① 小中学校の屋外・屋内運動時には運動できる指数があると言うが、暑さで体育授業を変更、中止する日はどの程度か。 ② 中学校体育館には冷暖房設備配備を計画されているが、災害時の拠点避難所である小学校体育館への計画を伺う。 ③ 全国的に水泳授業の必要性、あり方が問われている。町内の学校プールのこの3年間の利用状況はどうであるか。 ④ 教職員の働き方改革の一環で、全国で運動部活動の地域展開への取り組み準備を進めているが、当町の準備状況を伺う。 ⑤ 不動と徳田小学校の体育館屋根修繕を計画されているが、煙山小学校体育館の雨漏りもひどいと聞く。早急な修

	繕の必要性をどう考えているか伺う。 ⑥ 夜間など町民が体育館を借用して運動するが、扇風機を貸してもらえず、運動に支障をきたすと耳にしたことから、子ども達と同環境で利用することが望ましく、その貸出しの対応方針について伺う。
質問 2	(質問事項) 災害防止に向けた取り組みについて (答 弁 者) 町 長 7月28日に発生した令和8年熊本地震や今年も全国各地で発生している豪雨による水害、山林火災の多発、熊本以外の震度4を超える地震地域の多さ、それに伴う津波注意報の発令など、全国のどこかで発生している自然災害を見聞きすることが多くなったと強く感じる現状であります。 前回も話しましたが「災害は忘れたころにやってくる」は、今の自然環境には通用しないご時世であります。 特に、東日本大震災や能登半島地震の被害を教訓に、全国的にハード・ソフト両面から災害防止に取り組む姿勢が見られるようになりました。 しかし、防災の取り組みに完了はありません。 町は8月第1日曜日を「安全・安心の日」と設定して、町民、町全体の防災に対する意識醸成を図っていることから、以下伺います。 ① 防災意識醸成には、継続した避難訓練や講習会による認知研修が大事と言われている。特に避難訓練が重要であるが、当町は全町民への意識づけをどのように対応しようと考えているか伺う。 ② 岩崎川河川内に立ち木が生い茂り、水害で被害を受けた住民の方々から定期的確認と伐採を強く要請されている。県への要望ばかりでなく早急な対処を望むものであるが、町で取り組める対応策はないか。 ③ 先月、産業建設常任委員会で「田んぼダム」講習と現地調査を行った。水害防止効果が認められ、全国的に注目さ

れている田んぼダムの設置拡大に向けた取り組みを町に求めるが、積極展開する考えがないか伺う。

- ④ 私は県防災士会主催の県内各団体からの要請で、避難所運営に特化した学習（HUG研修）に参加している。防災意識向上に優れていて、受講者から大変好評である。町内の自主防災組織への展開や以前実施した日用品を利用した防災グッズの常備など、町民多くの方々に研修も必要と考えるが、町民に対する以上のような防災関連の研修方針を伺う。

一般質問通告書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 5	令和8年 8 月 1 7 日	午前・ 午後 9 時 2 0 分
議席番号 6 番	藤 原 信 悦	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 「学びの多様化」への取組みについて (答 弁 者) 教育長 これまで、さまざまな理由で教育課程を修了できなかった方々に、夜間中学を設置し、勉学の機会をもっていただくことについて質問をしてきたが、県内では、未だ設置には至っていない。 一方、新聞報道等によれば、県教育委員会は2028年春を目途に、県立高校に「学びの多様化学校」を開設するとの報道があった。 この学校の特徴は、生徒が学びやすいよう実情に配慮した教育課程が編成でき、希望する進路の実現につながる場にするとのことである。 背景には不登校生が増加傾向にあり、2024年度の文部科学省の調査では、全国の小中学校で35万人を超え、県内でも小中高校で3,351人と約10年間で倍増している。 国はこれらを踏まえ、各都道府県・政令指定都市に1校以上の「学びの多様化学校」の設置を考えており、将来的には、全国で300校を目指そうとしている。 「学びの多様化」の取組みについて、以下、伺う。 ① 町内の小中学校で、不登校の児童、生徒は増加しているのか。また、その解決のために、これまでどのような取組みをされてきたのか。 ② 今年4月時点で「多様化学校」は34都道府県に84校あ

	り、小中学校が8割を占めているとの報道であるが、県立高校に「学びの多様化学校」を開設する意図をどう捉えているか。 ③ 「学びの多様化学校」の「実情に配慮した教育課程の編成」とは、具体的にどのような教育内容になると捉えているか。
質問 2	(質問事項) 起業支援で地域経済の活性化を (答 弁 者) 町 長 2024版「小規模企業白書」によると、起業家数は、全国で2012年の約514万人から、2022年は約466万人と10年間で48万人減少している。減少の一因として、創業資金の確保がしにくい状況が挙げられており、具体的には、以下のような説明である。 (1) 民間金融機関に創業資金の融資を申し込むと、不動産などの担保提供や経営者が連帯保証人になる「経営者保証」への同意を求められる慣行が強くあること。 (2) さらに、資金金額の2～3割の自己資金が必要となり、これらは起業家個人にとって大きなリスクとなること。 これに対し、本年5月25日に「企業価値担保権」という新たな担保制度の創設を柱とした「事業性融資の推進等に関する法律」が施行された。 この法律では、具体的に「知的財産」や「ブランド」といった無形資産の価値も評価対象とし、事業の実態や将来性を考慮した融資の実行を金融機関に促しており、起業にとってもプラスに働くと期待されている。 この取組みについて、以下伺う。 ① これまでと違い、起業家の資金に関するリスクは軽減されるが、貸し手の金融機関にとってはリスク度が上がることになり、より融資条件が厳しくなることへの町としての対応は。 ② 商工会や関係団体と共同で、「事業性融資の推進等に関

	する法律」等の勉強会も実施する必要があるのではない か。 ③ 「知的財産」や「ブランド化」等について、何か具体的 な施策を考えているか。
質問 3	(質問事項) 相続人が不確定な土地・建物の管理について (答 弁 者) 町長、農業委員会会長 3年ほど前、近隣にある農地の所有者が亡くなり、その時 点で、相続できる子や兄弟姉妹がいない状況であった。 問題は、管財人が選任され、法的な処分が確定するまで農 地はそのまま放置されることになり、本事例でも、雑草等が 繁茂し、周辺環境が悪化することから、近隣の方が自主的 に草刈りを行っている。 しかし、既に3年ほどの時間が経過したが、未だ、相続人 や新たな所有者が決まったという話は聞こえてこない状況 である。また、今後とも、近隣の方も草刈りを継続できるか 不明である。 町内の他地域でも、管理不在な土地や家屋等を目にするよ うになり、相続人が不明な土地や家が増えているのではない のかと思われる。 本件も含め、速やかな対応策を講じないと、土地や建物の 利活用や生活面での安全という観点からも、これから先、大 きな問題になると考える。今後の対応を含め以下同う。 ① 本件のような案件は、年間で何件位発生し、増加する傾 向にあるのか。また、これまで具体的対策等を何か実施さ れてきたのか。 ② 本件についても管財人が選任されていると思うが、この ような案件のうち農地について、農業委員会はどこまで関 与されているのか。 ③ 今後も相続人が確定されない場合の資産管理は、誰が行 うことになるのか。また、その間にかかる費用負担は、誰 がすることになるのか。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 6	令和8年 8 月 1 8 日	午前・ 午後 9 時 0 0 分
議席番号 7 番	齊 藤 勝 浩	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 現代社会の様々な環境変化への対応について (答 弁 者) 町長、教育長 矢巾町は、令和6年度を初年度とした「第8次矢巾町総合計画」に取組み始め、2年度が経過した。令和8年度の施政方針においては、大きく変化する社会情勢を鑑み「スマートシュリンク」(賢く縮む)の施策方針への取組みを発表した。 この第8次総合計画に沿い、取組んできた進捗経過、状況、評価を、令和8年度の施政方針で発表されたスマートシュリンク政策へどう落とし込み、かつ町の各宣言も踏まえた未来予想戦略へどう取組んで行くお考えか、以下伺う。 ① 少子高齢化による人口減少問題は、当初の推測より早いスピードで日本全体、当町においても進んでいる状況である。町の総人口3万人達成、維持目標には届かず、かつ減少している状況の中、町の持続可能社会の確立についてどのような対応、対策を進めて行くお考えか伺う。 ② 町は「ゼロカーボンシティ」の表明を行い、矢巾町地域温暖化対策実行計画・区域施策編を策定された。このCO₂排出実質ゼロに向けた取組みは、官民そして町民も含め、5年後、10年後を見据えた新しい生活感及び環境創造の意識付けが急務である。この計画に対し、どのように取組んでいるのか。今後はどのような取組みを進めるのか。そして、昨今全国どこでも気候変動が顕著に感じられる中、温暖化現象による影響の推測と対策へはどう対応し、どのよ

	うな啓発、対策を進められるお考えか伺う。 ③ わが国においては、人生100年時代を迎えている中、町は健康長寿のまちづくりの推進を図り「目指せ！日本一健康な町やはば」のスローガンの下、町民の健康づくりに取組まれて来た。今後は更なる高齢化社会を迎える状況であり、町民が健康を維持し、幸福感が得られる環境づくりを未来に向かって取組んで行く必要がある。町の目標に対する現状分析と中長期的な施策、そして将来像についてどうお考えか伺う。 ④ 中学校の部活動について、「スポーツのまち」「ハンドボールの町」を掲げる町として、ハンドボール競技が全中種目から外れる事態となった。町として、今後競技のサポート強化をどのように図り、町の競技としてどう持続し、繁栄を継続されていくお考えか伺う。
質問 2	(質問事項) 子育て環境の充実に向けた取組みについて (答 弁 者) 町 長 国の子ども真ん中社会の方針のもと、町は令和8年3月、既存の子ども・子育て支援計画と、こども基本法及びこども大綱に基づき、各種施策や課題解決を図るため調査を実行し、「矢巾町こども計画」を策定された。この策定に伴い、多角的に情報収集を行い分析した結果を基に、今後どのような施策を展開し、課題解決に反映されるのか、以下伺う。 ① 当町は子育て支援制度、医療、生活環境等の利便性が他の地域と比較して充実していると判断できる。しかし、この生活環境に反し、合計特殊出生率においては下降し、かつ他の地域より低い状況へと進みつつある現状について、どのような分析や課題抽出を行い、どのような対応・対策が必要と判断しているか。そして、中長期的にはどのような方向性で子育て環境の充実に図って行っていくお考えか伺う。 ② 町は、子育て世代が安全かつ安定した環境の充実に望む

中、未来を見据えて子育て環境整備に率直に取り組み、国の地方創生事業を深く読み解いて事業を実行し、成果を上げている他の自治体を参考に、今積極的に環境整備事業に取り組む必要があると判断するが、どうお考えか。

一般質問通告書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 7	令和8年 8 月 1 8 日	午前・ 午後 9 時 1 4 分
議席番号 1 1 番	山 本 好 章	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 学校図書・図書センターの図書管理と利用促進について (答 弁 者) 教育長 学校図書及び図書センターにおける図書の管理と、その有効活用について伺う。 本町では、図書センター及び町立小中学校図書室の図書について、取得価格にかかわらず備品として管理している。 図書を備品として扱うことは、町の財産として所在を明確にし、紛失防止や適正な財産管理につながるという利点がある。 一方で、図書は一般の備品とは性格が大きく異なる。 毎年度、多数の図書について、購入、貸出し、返却、蔵書点検を行い、さらに破損や内容の陳腐化などによって除籍するという、常に入れ替わりが発生する資料である。 このような図書を一般の机や備品などと同様の方法で管理すれば、登録、棚卸し、不用決定、除籍、台帳からの抹消など、多くの事務が発生する。 特に学校図書館では、こうした管理事務が教職員や学校司書などの負担になっていないか検証する必要があると考える。 そこで、以下伺う。 ① 図書センター及び学校図書室にはそれぞれ何冊の図書があり、そのうち何冊を備品として管理しているのか。

また、年間の新規購入冊数及び除籍冊数はどの程度あるのか。

- ② 図書管理システムと備品管理の関係について、現在の図書管理システムでは、書名、著者、受入日、受入番号、所在、貸出状況など、多くの情報を管理できるものとする。

バーコードなどを活用すれば、所在確認や蔵書点検も効率的に行うことが可能である。

現在、図書管理システムへの登録とは別に、財務上の備品台帳への登録を行っているのか。

- ③ 県内自治体の財務規則などを調べると、図書の取扱いは一様ではない。

学校や図書館の図書を価格にかかわらず備品としている自治体がある一方、図書を一般備品とは別の区分で管理している自治体もある。

本町においても、「すべての図書を一律に備品として管理することが最も合理的なのか」という視点から検証する必要があると考える。

例えば、郷土資料、高額な専門書、長期保存が必要な資料などは備品として管理する一方、更新頻度の高い一般図書、雑誌、逐次刊行物などについては管理方法を簡素化することも考えられる。

適正な財産管理を維持しながら、現場の事務負担を軽減するため、財務規則や物品管理方法そのものを見直す考えはないか。

- ④ 学校図書については、国の「学校図書館図書整備事業等5カ年計画」に基づき地方交付税による財政措置が講じられている。そこで、本町では学校図書館図書整備に係る地方交付税額を把握しているのか。令和7年度において、小学校、中学校それぞれの図書購入費と、地方交付税措置額との間にどの程度の差があるのか。

あわせて、学校図書館図書標準の達成状況について、各学校の状況はどうか。

- ⑤ 本町では図書センターの蔵書について、9万冊にするという目標を掲げている。

蔵書の充実は必要であるが、重要なのは冊数そのもので

	はなく、その図書が町民にどれだけ利用され、学びや子育て、教育、地域づくりに結びついているかである。 したがって、今後は「蔵書数」という量の指標だけではなく、人口1人当たり貸出冊数、蔵書回転率、実利用者率などを成果指標として設定する必要があると考える。 また、利用実績の低い分野については蔵書構成を見直し、子ども、若者、子育て世代、高齢者など、それぞれの需要を分析した選書を行うことも必要である。 図書を「購入して管理する」ことを目的とするのではなく、「町民に利用される知的資源」として最大限活用する図書行政へ転換していく考えについて伺う。
質問 2	(質問事項) 学校再編整備計画について (答 弁 者) 教育長 少子化が進む中、児童生徒数の減少は、今後の学校教育のあり方や学校施設の維持、通学環境、さらには地域コミュニティにも大きな影響を与える問題である。 本町においては、将来人口推計や先行自治体の事例などを参考に、学校再編整備計画の素案作成を進め、令和8年度内を目途に学校関係者、保護者、地域住民などから意見を伺い、令和9年度には計画を策定する方針が示されている。 学校再編は、単に児童生徒数の減少に合わせて学校数を減らすという問題ではない。 子どもたちにとって、どのような教育環境が望ましいのか。安全な通学環境をどのように確保するのか。また、学校が地域の中で果たしてきた役割をどのように考えるのかなど、多方面から慎重に検討する必要がある。 そこで、以下伺う。 ① 令和8年度中に学校再編整備計画の素案を作成しているが、現在、どの段階まで検討が進んでいるのか。 ② 学校は教育施設であると同時に、地域コミュニティ、防災、地域行事などの拠点でもある。

学校規模についても、小規模校には一人ひとりに目が届きやすいなどの利点がある一方、一定規模以上の集団で学ぶことによる教育的効果もある。

本町では、教育効果、地域との関係、学校施設の状況などを総合的に評価した上で再編を判断する考えはあるのか。

- ③ 学校再編は、計画を行政側で作成した後に説明会を開催して住民の意見を聞くだけでは、十分な合意形成にならない場合がある。

重要なのは、素案を決定する前の段階から、学校関係者、保護者、地域住民が参加し、学校教育の将来像そのものについて話し合うことであるとする。

令和8年度に予定している意見聴取について、いつ頃から、どのような対象者に対して、どのような方法で実施するのか。また、寄せられた意見によって、学校再編の方向性や素案そのものを修正することが可能な仕組みとなっているのか。

- ④ 今後の学校再編を考える場合、小学校、中学校をそれぞれ単独で考えるだけでなく、小学校6年間と中学校3年間を合わせた9年間の義務教育全体を見通した教育環境を検討する必要がある。

小中一貫教育や義務教育学校なども含め、本町として9年間の義務教育をどのような形で構築していく考えなのか。

- ⑤ 学校再編に伴っては、校舎の改修や新築、既存施設の維持管理など、新たな財政負担も考えられる。

学校再編整備計画を策定する際、施設整備費、維持管理費、通学支援経費などを含めた財政シミュレーションを町民に示す考えがあるのか。

- ⑥ 令和9年度に計画を策定するとしているが、計画策定後、具体的な学校再編をいつ頃から実施することを想定しているのか。

また、計画策定から実施までの間に、保護者や地域住民との協議期間を十分に確保する考えがあるのか。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 8	令和8年 8 月 1 8 日	午前 ・午後 3 時 0 1 分
議席番号 3 番	横 澤 駿 一	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 魅力溢れる消防団活動に向けて (答 弁 者) 町 長 近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が頻発しており、「災害大国」ともいわれる我が国において、本町も決して他人事ではない。また、近年は熊の出没など、地域住民の安全・安心を守るために求められる対応も多様化している。こうした中、地域の実情を把握し、平時から地域に密着しながら、災害時には実働部隊として活動する消防団は、地域防災の要として、これまで以上に重要な役割を担っていると考ええる。 全国では、地域の実情に応じた特色ある消防団活動や、新たな人材・技術を取り入れることで、担い手の確保や機能強化に取り組む事例もみられる。 人口減少が進む中においても、消防団は必要な組織であり、多様な人材が様々な形で関わり続けることのできる、機動的で魅力ある消防団活動と組織体制を構築していく必要があると考えることから、以下伺う。 ① 地域ごとの人口動態や団員確保の状況を踏まえ、学生消防団員の活用を含め、居住地域などにとらわれない柔軟な団員配置や活動体制の検討を進める考えはないか。 ② 消防ラッパ隊を補うものとして、学校や学生など地域人材の活用を検討する考えはないか。 ③ 消防団に設置されているドローン部隊の活動に際し、既

	存の町で所有する消防関係の公用車両をドローン部隊の活動車両として活用できないか。 ④ 消防団活動への理解促進と新たな担い手の確保につなげるため、学生消防団員などの若い世代も参画する広報班などを消防団内に位置付け、SNSなどを活用して消防団自らが活動や魅力を発信する体制を構築する考えはないか。
質問 2	(質問事項) 持続可能な農政と農村地域の活性化に向けて (答 弁 者) 町 長 本町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、資材価格の高騰など、大きく変化している。 農業者は農産物を生産するだけでなく、農地や水路の維持管理、地域活動、防災など、農村地域を支える重要な担い手でもある。農業の担い手が減少することは、地域そのものを支える人が減少することにもつながる。 一方、国においては新たな水田政策への転換が示され、生産性の向上と需要拡大を一体的に進める方向が打ち出されている。本町においても、農地や農村地域を誰が担うのかという「人」の問題と併せて、農産物をどのように販売し仕事として成り立たせるのか、そして農業者が将来にわたって安定した所得を確保できる環境をどうつくるのかという「人・仕事・所得」の視点から農業政策を再構築する必要があると考えることから、以下伺う。 ① これまで地域の農地や営農を支えてきた営農組合などは、地域の農地を守る上で重要な役割を担ってきた。一方で、営農組合などにおいても高齢化や担い手不足が進んでいると考える。 また、地域計画の策定により、今後は比較的若い世代の担い手などへの農地の集積・集約が進み、一人の農業者が担う農地の規模もさらに大きくなることが想定される。 こうした状況を町はどのように捉え、今後、地域の農地

や営農を維持していく上で、どのような課題があると認識しているか。

- ② 農業を持続可能な仕事としていくためには、安定した所得につながる販路と需要をつくることが重要であると考ええる。学校給食などの公共調達に加え、町内外の企業や食品加工事業者、飲食店、ふるさと納税の返礼品などとの連携を進めることで、本町のシティプロモーションとしての農産物の商品開発や付加価値向上、販路・需要の拡大に向けた具体的な施策に取り組む考えはないか。
- ③ 販路や需要を広げ、農業所得につなげていくためには、営業やマーケティング、商品開発などの専門的な知識や人材が必要であり、生産者や営農組合、行政だけで継続的に担うことには限界があると考ええる。そこで、生産者、営農組合、JA（岩手中央農業協同組合）、行政、民間事業者などをつなぎ、販路開拓やマーケティング、商品開発などを一体的に担う、農産物の販路拡大に特化した地域公社のような「地域農業の営業部」となるような機能を構築する考えはないか。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 9	令和8年 8 月 1 8 日	午前 ・午後 3 時 1 5 分
議席番号 2 番	高 橋 敬 太	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) こどもの心の健康観察について (答 弁 者) 教育長 小中学校の児童生徒が1人1台端末を活用して自らSOSを発信できる相談体制については、これまでも一般質問で議論されてきた。当時、町からは対面による観察・相談の重要性や、相談を受ける側の専門性が必要と示され、早期導入には至らなかった。 しかし、令和8年7月3日付の文部科学省通知「児童生徒の自殺予防に係る取組について」では、児童生徒の自殺者数の増加や長期休業前後の取組強化を踏まえ、1人1台端末等を活用した心の健康観察により、教職員がこれまで気づいていなかった悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見と早期支援につながると明記している。また、把握した情報を担任だけでなく、管理職や養護教諭等と速やかに共有し、組織的に対応する体制構築も示されており、令和7年度からはその整備に必要な経費について地方財政措置も講じられている。 こうした国の方針を踏まえ、1人1台端末を活用した心の健康観察やSOSの早期把握について、改めて本町の認識と今後の対応を伺う。
質問 2	(質問事項) コミュニティの今後のあり方および負担の軽減と地域間差について (答 弁 者) 町 長

	人口減少を背景にコミュニティ間での人口密度の差や自治会費の差、さらに公民館の老朽化や物価高騰などのさまざまな問題が顕在化しており、今後の町の対応について伺う。 ① エン（縁）ジョイやはばネットワークなど地域の居場所や交流に対しての補助やこびりっこサロンなどの委託を行っているが費用が足りないなどの声はないか。 ② 公民館の老朽化などに対して建物修繕や建設が求められた場合、現在の上限額のままでは住民負担が大きくなってしまうため、新たな対策が必要ではないか。 ③ 草刈りなど環境整備活動の維持も困難になってきている。このようなコミュニティの数を把握しているか。また、コミュニティだけでは環境整備活動が困難と認められた場合に外部委託を支援する仕組みなどはあるのか。 ④ 人口密度の差によるコミュニティ間の負担を平準化するために交付金の種別や額を改め、地域特性による加算を検討すべきではないか。
質問 3	（質問事項）子育て世帯への支援について （答 弁 者）町長、教育長 本町の人口構造などから推察すると第2子、第3子を望む方に諦めないで出産できる環境や多子世帯が安心して子どもを育てていける環境の整備が重要なのではないかと考え、以下伺う。 ① 産後家事支援事業の利用状況や実施後の所感など家事代行サービスのニーズをどのように捉えているか。 ② 矢巾町ファミリーサポートセンターの会員登録および利用状況と、対象時間や多子世帯への利用料軽減および3人まで預けられるようにするなどサービス拡充の予定は。 ③ 高校生への支援として通学や入学に対しての支援を行っている自治体が県内でもある。高校生以上の負担軽減を求める声も多く、支援策を講じる考えは。

	④ 小学校開門時刻の前に登校して玄関の外で待つという状況も見られ、クマなども心配であることから町として対応を検討すべきでは。
質問 4	(質問事項) 町民の声を施策に反映し、課題解決するための効果的な計画策定の考えは (答 弁 者) 町 長 これまでの一般質問において、町は、町民の声を施策に反映するとともに、行政が何を実施したかだけでなく、その結果として町民にどのような成果がもたらされたかというアウトカムを重視する考えを示してきたと認識している。 第8次矢巾町総合計画前期基本計画（8次総）をはじめ、各分野の個別計画や事務事業には、それぞれの目的に応じた指標や評価手法が設定されている。一方で、数多くの計画を町民が見たときに、関連する施策の取組や指標がどのようにつながっているのかを容易に理解できるよう、さらに整理する余地があるのではないかと考える。行政が目指す姿と、その実現に向けた取組や成果が分かりやすく示されることで、町民の行政に対する理解や参画を促し、町と町民が目標を共有したまちづくりが図られるのではないかと考える。また、パブリックコメントをはじめとした町政への意見表明やボランティア活動の推進につながるものとする。逆に、それらのつながりが分かりにくい場合には、町と町民の間に認識のずれや誤解、不満が生じることも考えられる。 例えばコミュニティ公園については、8次総策定時に、遊具がない公園も含めた町内全域の配置や管理のあり方を見直す考えを示され、その指標として「遊具に関するコミュニティとの意見交換の回数」が設定されている。また、こども計画では「公園施設・遊具の整備を希望する児童生徒数の減少」という成果を指標としている。しかし、大切なのは行政がどのような取組を行い、その結果として公園が具体的にどのように改善されたか、あるいは今後どのような方向性で整備・管理していくのかを明らかにし、さらに、その結果とし

てこどもや保護者の満足度がどのように変化したのかまで一連の流れとして示すことができる計画の策定ではないか。

一方で、既存の計画の中にも参考となるものが見られる。こども計画では「成果」と「活動」に区分して整理している。第3期矢巾町地域福祉計画では、住民の実感や地域活動への参加状況、災害時避難行動要支援者に係る個人情報提供同意率、受理した相談の終結率など様々な観点から指標設定されている。さらに、重層的支援体制整備事業では、相談窓口の周知回数や支援プラン作成件数など、個別事業の活動量を別に評価している。特に「受理した相談の終結率」は8次総と同じ指標・目標値を共有しており、総合計画と個別計画が同じ成果を見ながら、個別の取組を評価する構造となっている。

このように「何を行ったのか」「その結果、何がどれほど改善したのか」「最終的に町民の暮らしや実感がどのように変わったのか」という3段階のつながりを、誰にでも分かりやすく示す仕組みが必要ではないか。これは町民への説明責任を果たし、行政への理解と信頼を高めるためだけでなく、職員にとっても、自らの業務がどの成果につながっているのか、その達成度が見える化されることで、業務目的の明確化や働きがいの向上にもつながるものと考え、以下伺う。

- ① 8次総の「まちづくりの指標」と、各個別計画および事務事業評価の指標について、現在どのような考え方で役割分担や対応関係を整理しているか。また、行政の活動から具体的な環境やサービスの改善を経て、最終的に町民の暮らしの変化につながるまでの因果関係や指標のつながりを整理し、評価する必要があると考えるが見解を伺う。
- ② 今後の各計画策定に当たっては、活動・プロセスを把握する指標、中間の具体的な改善や成果を把握する指標、町民の暮らしや実感の変化を把握する最終的な成果指標を整理し、総合計画、個別計画、事務事業の各階層における指標の対応関係を対外的に分かり易く明示する仕組みを全庁的に構築してはどうか。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 10	令和8年 8 月 18 日	午前 ・午後 3 時 46 分
議席番号 8 番	小 川 文 子	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 南昌みらい高校の新体育館建設を巡る現状と住民への説明について (答 弁 者) 町 長 矢巾町と岩手県教育委員会が共創プロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校の新体育館建設が中止となったことは大変残念なことで受け止めている。高校生からは、学校の統合、体育館建設中止の事態は、体育の授業や体育系部活動の不便にとどまらず広範に影響を与えているとの声を聞いている。地元の中学生をはじめ町民も期待していただけに失望感は否めない。情報が乏しい中、困惑は続いている。 2月に県教育委員会は、2年半の協議を重ねて覚書を締結したにも関わらず、矢巾町が工事開始直後にゼロベースでの検討を主張したことが中止となった要因として、矢巾町に1億7,500万円余の損害賠償を求めた。町は3月に弁護士を通して損害賠償に応じることは出来ないと回答している。 4月議会で調停、裁判のための弁護士費用として625万円余が可決されたことから以下伺う。 ① 裁判所での調停を含めた現在の状況を伺う。 ② 住民団体が町の情報公開条例を活用して県教育委員会とのやりとりに関する情報の開示を求めたが、町は開示しないと回答し、住民団体は不服申し立てをしている。開示しないとした理由を伺う。 ③ 住民団体は、なぜこのような事態になってしまったのか

	住民への説明が必要として、８月に町と県教育委員会に住民団体主催による説明会への出席をお願いした。県は９月上旬に出席の意向を示したと聞いたが、町はどのような考えか伺う。
質問 2	(質問事項) 町立学校再編計画について (答 弁 者) 教育長 町教育委員会は令和６年に「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」を公表した。小学校の児童数の偏りを解消するため中学校区を基本とする小中一貫教育を推進する、学校施設の老朽化から「大規模改修」「移転・建て替え」または「統廃合」を検討し、学校規模、学級人数、通学距離・時間を検討するとのことであった。 徳田小学校が建築から55年経過して町内で最も老朽化していること、現在１学年１クラスで今後３クラスまで増加するものの将来的には１クラスに減少すること、ついで不動小学校の老朽化があり、１学年１クラスの状況が続くことから、最適な学びには１学年２～３クラスが望ましく再編が必要としている。徳田小学校は史跡徳丹城の中にあり、大規模改修は不可能で移転となるとした。 そのことを踏まえ以下伺う。 ① 近い将来の校舎改築の必要性から、小学校の再編計画に取り組まれていると認識している。当初令和７年度中には「案」を示し、学校、保護者、地域の皆様へ説明したいと答弁していた。徳田小学校は今後どの程度使用する予定なのか。再編計画との整合性をどう考えているか。 ② 学校の統廃合を計画する前に、適正規模になるように学区の再編成をしてはどうか。例えば以前の質問で述べたが南矢幅４・５区は不動小学校に近いし、徳田小学校にも他地域からの合流による学区の再編を検討できるのでは。 ③ 学校は地域の文化であり、コミュニティの拠点としてこれまで重要な役割を果たしてきた。本町の場合、10年後も

	徳田小、不動小とも100数十人の規模を維持することが推計されていて、極端に児童数が減少する状況ではないことから学区再編により両校とも残すべきでは。 ④ 令和6年12月に教育民生常任委員会で、県内でいち早く小中一貫教育に取り組んだ大槌学園を視察してきた。東日本大震災の被害の大きかった事情もあり、国からの補助金を含め100億円を超す建築費で、素晴らしい校舎であった。1年生から9年生までの一貫教育で校長先生をはじめ教職員の一生懸命さが伝わってきた。しかし、少子化、住民の町外への移転で児童・生徒数は減少しているとのことであった。どのような教育システムにもメリット・デメリットがあり、それぞれの事情があると思うが、あらためて本町が取り組む上での小中一貫教育のメリット・デメリットの認識を伺う。
質問3	(質問事項) ごみ処理広域化計画とごみの減量・資源化は (答 弁 者) 町 長 盛岡広域環境組合では盛岡地域8市町によるごみ処理広域化計画を進めており、2月12日の盛岡広域環境組合定例議会で令和8年度予算が9対10で否決された。6月3日の臨時議会では計画年数を令和5年～29年を令和5年～34年に変更して最終処分までの総計を示し可決された。 焼却ごみの総量が減少しており、施設規模は令和6年3月に1日の処理量をまた、物価高騰で438トンとしたが、令和8年2月では357トンと計画変更した。物価高騰でこの半年で1トン当たりの施設整備価格は1億3,100万円、総額で100億円余増加した。今年は事業者選定の計画で、施設整備から運営事業までの一括発注で処理方式、ストーカー方式が1,418億9,300万円、熔融方式が1,500億6,500万円と試算された。本町の負担は熔融方式で72億6,700万円、ストーカー方式で68億700万円となっている。また、令和14年の施設稼働後は、ごみの排出量に応じた処理費用の負担も加わる。本町にとっても大きな負担額であり、町民への情報共有と今後の

ゴミ減量と資源化の一層の取り組みが重要と考え、以下伺う。

- ① 本町の直近の年度のごみの排出量全体と、それに占める燃えるごみの排出量を伺う。
- ② 本町はリサイクル、資源化に力を入れており、ごみ減量推進員の活動も活発であるが、ごみ減量化に向けた課題をどう捉えているか。
- ③ どんな小さなお菓子の包装にも容器包装プラスチックのマークが入っている。町民に啓発を徹底することで更なる資源化により燃えるごみの減量化につなげる取り組みを強化すべきでは。

一 般 質 問 通 告 書

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 殿

受付 No. 11	令和8年 8 月 18 日	午前 ・午後 4 時 00 分
議席番号 15 番	昆 秀 一	

番 号	質 問 要 旨
質問 1	(質問事項) 自治体における「宣言」の意義と今後の活用 (答 弁 者) 町 長 自治体における「宣言」とは、地方公共団体が特定の理念や目標、政策の方向性を内外に示すために公表する意思表示である。条例のような法的拘束力を持つ規範とは異なり、町民に直接的な義務を課すものではない。しかし、自治体が重点的に取り組む施策や将来像を明確にし、行政運営の基本姿勢を共有するという極めて重要な役割を担っている。 本町においても、「非核平和の町宣言」「健康長寿のまち宣言」「音楽のまちやはば宣言」「スポーツのまちやはば宣言」など、地域の特色や目指すべき方向性を示す様々な宣言が行われてきた。これら宣言の意義は、自治体の政策理念や価値観を町内外へ発信し、住民や関係機関との共通認識を形成することにある。さらに、行政施策を継続的に推進する指針となり、個別事業や計画の根拠として活用される点が挙げられ、住民の自主的な参加や協働を促し、地域全体で目標実現を目指す機運を高める効果も期待される。 以上の観点から本町の「宣言」に対しての姿勢と今後の活用について伺う。 ① 本町では自治体における「宣言」をどのように位置付けているのか。 ② これまで本町が制定してきた各種宣言について、それぞれの制定当時における目的や社会的背景をどう捉えてい

	るのか。 ③ 各宣言が掲げる理念を、一過性のものに終わらせず具体的な事業や施策へ反映させるため、庁内においてどのような推進体制を構築し、進行管理を行っているのか。 ④ 宣言の趣旨を住民、とりわけ次代を担う若い世代や、新しく町に加わった転入者に対して効果的に周知し、実際の地域活動への参加や協働につなげるため、今後どのような広報や取り組みを進めていく考えなのか。 ⑤ 近年、時代に即した新たな行政課題が次々と生じている。これらを踏まえ、既存の宣言を時代に合わせて発展させる考えはあるのか。
質問2	(質問事項) 持続可能な行財政運営と自治体経営 (答 弁 者) 町 長 町における行財政とは、行政運営と、その活動を支える財政運営を一体的に捉え、限られた人材や財源を効果的・効率的に活用しながら、住民福祉の向上と持続可能なまちづくりを実現するための仕組みを指している。 行政は、福祉、教育、子育て、防災など、住民生活に必要な公共サービスを提供する役割を担っている。 一方、財政は、町税や地方交付税、国・県支出金などの歳入を適切に確保し、それを公共サービスや施設整備などの歳出へ計画的に配分・管理する役割を担っている。 本町では、人口構成の変化や少子高齢化への対応、公共施設の老朽化、デジタル化の推進など、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、中長期的な視点に立った行財政運営が求められている。そのため、町の最上位計画である総合計画に基づき、行政評価や事務事業の見直し、公共施設マネジメント、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進などを通じて、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組んでいるところである。 また、行財政運営では、単に歳出を削減することだけが目的ではなく、限られた財源を優先度の高い施策へ重点的に配

	分し、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政基盤を維持することが重要だ。そのため、財政状況や事業の成果を住民に分かりやすく公表し、透明性を確保するとともに、住民や地域団体との協働によるまちづくりを進めることも行財政運営の重要な要素となっている。 このように、本町の行財政は、効率性と健全性、そして住民サービスの充実を両立させながら、持続可能な自治体経営を実現するための基盤と位置付けられているところから、以下伺う。 ① 本町において「行財政」をどのように定義し、行政運営と財政運営をどのような考え方で一体的に進めているのか。 ② 人口構造の変化や物価高騰などにより財政環境が変化する中、将来にわたり健全な財政運営を維持するため、財政調整基金や町債管理、財政指標の目標設定などを含め、どのような中長期的な財政運営を考えているのか。 ③ 限られた財源を有効活用するためには、事業の成果を客観的に評価し、予算へ反映させることが重要である。事務事業評価や行政評価の結果を、翌年度以降の予算編成や事業の見直しにどのように活用しているのか。 ④ 公共施設やインフラの老朽化が進む中、施設の更新、長寿命化、統廃合を含めた公共施設マネジメントをどのような方針で進めているのか。 また、住民理解を得ながら計画を進めるための取り組みをどう行っているのか。 ⑤ 行政手続のオンライン化やAIの活用など、行政DXが全国的に進められている。本町ではデジタル技術をどのように活用し、職員の業務負担軽減と住民サービスの向上を図っていく考えなのか。
質問3	(質問事項) ハラスメントのないまちづくり (答 弁 者) 町長、教育長

ハラスメントは、被害を受けた人の尊厳を傷つけるだけではない。心身の健康を損ない、働く意欲や学ぶ意欲を失わせるだけでなく、職場や地域、学校における信頼関係を壊し、組織全体の活力を低下させる大きな要因にもなる。

一方で、ハラスメントは「受け手がどう感じたか」が重視される側面もあり、指導や注意との境界が難しい。そのため、必要な指導まで萎縮してしまうことがあってはならない。重要なのは、適切な指導と人格を傷つける言動との違いを正しく理解し、お互いを尊重しながらコミュニケーションを図ることだ。

自治体は、住民サービスを担う組織であると同時に、多くの職員が働く職場でもある。また、学校や地域活動など、町民が安心して暮らすための環境づくりを進める立場でもある。そのため、町が率先してハラスメント防止に取り組むことは、職員を守るだけでなく、町全体に人権を尊重する文化を広げることにもつながる。

以上の観点から、本町におけるハラスメント防止の現状と課題、そして今後の取組について伺う。

- ① 町では、自治体におけるハラスメント防止についてどのように認識しているか。
- ② 町職員を対象としたハラスメントの相談の状況はどうなっているのか。また、匿名相談や外部相談窓口は整備されているはずだが、しっかりと機能していると考えているのか。機能しているのであればその根拠を示されたい。
- ③ ハラスメントは管理職の認識不足から発生するケースも少なくない。管理職及び職員に対する研修はどのように実施されているのか。
- ④ 近年、自治体職員が住民から暴言や威圧的な要求を受けるカスタマーハラスメントが問題となっている。町ではどのような対応マニュアルを整備しているのか。
- ⑤ 学校では児童生徒だけではなく、教職員同士や保護者から教職員へのハラスメントも課題となっているが、どのような対策を講じているのか。